

兵高教組

2024年8月9日

# 調査情報 10号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185

URL : http://www.hyogo-kokyoso.com

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

国家公務員の月例給 2.76%UP~32年ぶり高水準、闘う労組の成果！

## 国、人事院勧告

春闘の5.58%(経団連調査)に及ばず  
物価上昇分にも最賃引上率にも及ばず

非常勤職員「3年公募要件」撤廃は一定評価

8月8日、人事院は、国家公務員の勤務時間と給与(賃金)に関する勧告を32年ぶりの高水準で発表しました。これは、ストライキを背景に「闘う労働組合のバージョンアップ」を掲げとりくまれた24春闘の粘り強いたたかいと官民一体となった社会的な賃金闘争が前進した成果と言えるものです。しかし、3月に経団連が発表した5.58%の1/2程度で、7月19日、総務省から公表された消費者物価指数前年同月比2.8%上昇にも及ばず、昨年からの物価高騰のなか、生活改善にはほど遠く、多くの課題が残っています。

### ◎24年人事院勧告の要旨

「人事院の給与勧告は、労働基本権制約(公務員からスト権を奪っている等)の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するもの」と人事院 HP に説明されていますが、以下が結果(2024年勧告)の一部です。

- ・月例給 2.76%、特別給 0.10月分の引上げ
- ・初任給を引き上げ(人材確保のため)  
初任給以外は若年層(おおむね30歳台後半)に重点  
その他の職員は、改定率を逡減。
- ・扶養手当 配偶者 廃止、子 3,000円UP=13,000円
- ・定年前再任用短時間勤務職員、所要の引上げ改定。
- ・地域手当 都道府県単位に再編、中核的市には補正  
15%↘12%(西宮、芦屋、宝塚)、12%↘8%(神戸、尼崎、伊丹、三田、川西)、6%↗8%(明石)、他市町4%
- ・超過勤務の縮減 各府省のトップが強い取組姿勢を持ち、業務の削減・合理化や職場の雰囲気・認識の  
変革を強力に進める。

※6月29日、非常勤職員「3年公募要件」撤廃を通知

### ◎全教、人事院交渉で「不十分」と追及

全教(全日本教職員組合、高教組も加盟)は、勧告前に交渉を続けていました。以下は勧告前の最終交渉(8月6日)での意見と発表後の声明(8日)からです。

- ・定期昇給分を含めても4.4%で、24春闘結果、厚労省調べ5.33%、経団連調べ5.58%と比べると、岸田政権の目標「物価上昇を上回る賃上げの実現」にも及ばない。
- ・若年層に重点が置かれているが、シニア層の生活苦も深刻で、50代でも子育て真っ最中という職員も多く、賃金改善の必要性は少ないなどという発想は時代遅れであり、生計費原則にもとづく勧告を行うべき。
- ・再任用職員等の処遇改善は職場の強い要求であるが、今回の改善は支給対象手当の一部拡大にとどまっている。俸給額や期末勤勉手当の支給の引き上げを求める。
- ・地域手当再編では、県内の地域間格差は解消されず、県庁所在地や中核市等を除く地域が低位水準化される。地域手当改悪でなく基本給の上積みを図ることを要求。
- ・労働基本権制約の代償機関とは、労働協約やスト権を剥奪された、公務員の労働基本権の側に立つすり合わせをおこなったのか。

※一定評価できるが、病休の有給化など課題は残っている。

人事院勧告は、衆参両議院議長と内閣総理大臣に対して出され、その後、労使交渉を経て、行政府が賃金改正の法案を出し、立法院で審議を経て執行(賃上げ)されます。

国家公務員の賃金権利改定の基準を人事院が勧告するのに対して、地方公務員は人事委員会が、常勤の公務員の給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させる(民間準拠といいます)ことを基本に賃上げや休暇制度の改善等の基準を人事委員会勧告として示します。

高教組は、毎年、職場からの要求を集めて、賃金権利への要求を労働者の立場から兵庫県人事委員会に伝え、県人事委員会勧告への反映を要請しています。勧告を受けて、県教育委員会と賃金権利の改善要求の交渉を進めますが、勧告の内容が交渉に大きく左右します。組合員のみならず、各支部でも本部に直接でもかまいませんので、職場での困りごとや要求を届けてください。共によりよい職場環境の改善をめざし、賃金UPを求めていきましょう。

「賃金UP、長時間労働なくせ」の要求実現のため、今こそ高教組に加入して、一緒に声をあげましょう!